

第4章 安全・安心で環境にやさしいまち【防災・生活・環境】

施策の目的

- 緊急時における市民の安全および生活を維持すること。
- 市民、事業者、行政が、危機管理に対する意識を持ち、協力・連携しながら緊急対応ができること。

関連する計画 ▶ 幸手市危機管理指針 国民保護に関する幸手市計画（幸手市国民保護計画）
幸手市業務継続計画※（地震編）

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 危機管理個別マニュアルの策定数	件	26	40
② 緊急メールの登録件数	件	1,962	3,000

現状と課題

- ・ 近隣諸国によるミサイル打ち上げや大気汚染物質の拡散、世界各地におけるテロ行為や武力紛争、新型インフルエンザ、凶悪犯罪の発生、個人情報への漏えいなど、市民生活において緊急に対応が求められる事態は多様化しています。
- ・ 国ではＪ－ＡＬＥＲＴ※（全国瞬時警報システム）を整備することにより、市民への危機情報の迅速な提供を図っています。
- ・ 近年、地震や豪雨など、各地で大規模な災害が発生していることから、災害対策や危機管理に対する市民の関心が高まるとともに、行政に対する期待も高まっています。
- ・ 本市では、新たに危機管理監を配置し、市民生活に影響がおよぶ恐れがある事案が発生した際に、一元的に情報を収集し、庁内が適切に対応できるよう体制を強化しました。
- ・ また、幸手市危機管理指針、個別対応マニュアルおよび業務継続計画（ＢＣＰ）※を作成し、あわせて災害時初動訓練としてＢＣＰ訓練を実施しています。
- ・ 幸手市国民保護計画については、社会情勢に応じた改定を行うことが必要となっています。

施策の内容

1) 危機管理体制の確立

- ・ 幸手市危機管理指針を踏まえ、市役所で起こりうる危機的状況に対する各課個別マニュアルを作成します。

- ・緊急時に行政機能を維持するため、幸手市業務継続計画※を定期的に見直し、BCP訓練を実施します。
- ・職員への危機管理研修の実施による危機管理意識の向上、また、市民などへの緊急対応情報の提供による危機対応意識の向上を図ります。
- ・危機発生時に備え、関係機関と連携した体制を構築し、また、J-ALERT※（全国瞬時警報システム）などによる緊急情報提供体制を維持します。
- ・食中毒や感染症など、多くの市民に健康被害が発生、または拡大する可能性がある健康危機に対し、保健所と連携した健康危機管理体制を構築します。

2) 幸手市国民保護計画の推進

- ・想定される危機の変化や社会情勢を踏まえ、幸手市国民保護計画の定期的な更新を図ります。また、計画に基づき、個別危機を想定した避難実施要領を策定します。
- ・国民の保護に関する措置が迅速に行えるよう、関係団体との協力体制の整備を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・危機対応意識を向上させるとともに、自助・共助・公助※の考え方に基づく個々の危機管理を行います。
行政	・危機対応意識の向上のための情報提供を行います。 ・関係機関と連携し、速やかな危機管理対応を行います。



■ 災害時初動訓練（災害対策本部）

施策の目的

- 災害に対して関心を持ち、地域の防災力が向上することで、災害から生命や財産を守れるようになること。
- 災害発生時の応急対応体制を整備し、早急な復旧が図られること。
- 災害時において、市民生活が維持され、安全・安心が確保されること。
- 消防団や自主防災組織などの防災活動を活性化すること。

関連する計画 ▶ [幸手市地域防災計画](#) [改定幸手市建築物耐震改修促進計画](#)
[幸手市公共施設等総合管理計画](#)※

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 自主防災組織に加入する世帯割合	%	60	70
② 災害応援協定締結数	件	27	32
③ 福祉避難所※の指定箇所数	箇所	7	12

現状と課題

- ・ 近年、核家族化や高齢化が進む中、各家庭や地域での災害への備えに対する重要性が高まっています。
- ・ 災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などの名簿として「避難行動要支援者※名簿」を作成し、特別な支援を行う避難所として「福祉避難所※」の指定を行っています。
- ・ 各地域での災害対応ができるよう、自主防災組織の設立支援とともに育成を進めています。
- ・ 食料や生活必需品などの災害備蓄を強化するとともに、他自治体や団体などとの災害時の応援協力体制を拡充するなど、被害の拡大をできるだけ抑止し、早期復旧につながる取り組みに努める必要があります。
- ・ 建造物が密集した地区では、災害発生時に被害の拡大が想定されることから、それぞれの地域特性に応じた対策の強化が求められています。
- ・ 消防・救急に関しては、消防広域化により、2013（平成25）年度から「埼玉東部消防組合」としての活動がスタートしています。地域消防力を維持するためには、消防署と連携した消防団の充実・強化が必要です。

施策の内容

1) 地域防災力の向上

- 地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の設立や活動の支援を行います。
- 自主防災組織として機能する適正な規模の組織化を促進します。
- 災害時の避難に支援が必要となる高齢者や障がい者などへの対応のため、避難行動要支援者^{*}名簿を作成し、関係機関への情報提供を行います。
- 高齢者や障がい者など、特別の支援が必要となる人が安心して避難所生活ができるよう、関係機関と連携し、福祉避難所^{*}の指定を進めます。
- 地域の防災技能を有する人との連携を進め、地域防災力の強化活動に努めます。
- 防災訓練や防災講話などを通じて市民の防災知識の向上を図ります。

2) 災害時に関する啓発・情報提供

- 広報紙やホームページなどによる情報提供により市民の防災意識の啓発を図ります。
- 災害時に市民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供できるよう、防災行政無線や防災情報メールの運用など、連絡体制の充実を図ります。

3) 応急物資などの確保と応援体制の充実

- 災害時の食料、生活必需品などを計画的に防災倉庫へ備蓄します。また、食料については、アレルギー対応食品の備蓄を進めます。
- 災害時の飲料水として、ペットボトルの備蓄や耐震性貯水槽による水の確保に努めます。
- 本市のみでは対応が困難な大規模災害発生に備え、他自治体や企業、関係団体などとの応援協定の締結を推進します。

4) 防災体制の充実

- 国や埼玉県による災害被害想定、社会情勢の変化、地域性などを考慮し、幸手市地域防災計画の見直しを随時行い、防災体制の充実を図ります。

5) 都市防災機能の強化

- 改定幸手市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化に努めます。
- 耐震または建替えの方針を含め、幸手市公共施設等総合管理計画^{*}の市役所庁舎の個別施設計画を策定します。
- 木造住宅の耐震診断および耐震改修に対する補助制度を周知し、住宅の耐震化を促進します。

協働の役割

市民・事業者等	・災害対策に関する知識を深め、個々の備えを進めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加します。 ・自力での避難などが困難な人について、日頃から地域で支援できる体制をつくります。
行政	・災害に対する備えを市民などに呼びかけ、地域での防災活動を支援します。 ・災害時の避難行動要支援者※名簿を作成し、自治会や民生委員、関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に必要な情報を迅速に提供できる情報発信体制の充実を図ります。



■ 防災訓練の様子

施策の目的

- 一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われること。
- 犯罪を誘発しない居住環境が整備され、だれもが不安を感じることなく安全に生活できること。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 自主防犯団体数	団体	52	62
② 刑法犯認知件数	件	440	390
③ 市管理防犯灯のLED切替比率	%	41	100
④ 自治会管理街路灯のLED切替比率	%	71	100

現状と課題

- ・市内における犯罪の発生件数は年々減少していますが、全国的にみると、幼児・児童や高齢者などを狙った悪質な犯罪が依然として発生しています。
- ・本市では、幸手市防犯のまちづくり推進条例に基づき、行政・市民・事業者・土地建物所有者がそれぞれの役割を担いながら、関係機関と連携し防犯活動に取り組んでいます。
- ・管理不全な空き家などは、生活環境の悪化を招き、また、防犯上好ましくないため、管理不全な状態にならないよう、適正管理について周知などを行う必要があります。
- ・本市では、宅地の開発などにより街路灯の設置が求められている地域をはじめ、街路灯を必要とする地域への新設や既存の防犯灯・街路灯のLED化を推進しています。
- ・本市が主体的に行うべき事業をより充実させるとともに、地域で活動を行っている団体などとの連携を深めることで、犯罪の心配がない、安全・安心に暮らせるまちの実現ができるよう、市民と行政が一体となって防犯活動に取り組むことが求められています。

施策の内容

1) 犯罪防止活動の充実

- ・警察署との連携により、地域における犯罪の発生状況を把握し、本市が実施する防犯パトロールなどの充実を図ります。また、警察署および幸手地区防犯協会と協力し、防犯に関する啓発活動を行います。

- ・幸手市暴力団排除条例に基づき、関係団体の協力による啓発活動や情報提供を通じて、暴力団排除に対する市民の意識向上を図ります。

2) 自主防犯団体の育成・支援

- ・地域における防犯活動を充実させるために、市民が主体的に活動する自主防犯団体の育成・支援を行います。

3) 安心できる住環境の整備

- ・市民が安心して生活できるよう、土地や建物の所有者・管理者などに空き家などの適正管理に関する意識啓発を行います。
- ・管理不全な空き家などについては、幸手市空き家等の適正管理に関する条例に基づき助言・指導などを行います。
- ・宅地開発がされた地域や通学路など街路灯を必要とする箇所には、街路灯設置に対して補助をすることにより、安心して暮らせる環境を整備します。あわせて街路灯のLED化を推進することにより、維持管理の効率化と環境に配慮した犯罪が起きにくい住環境の整備を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・自主防犯団体に所属するなど、地域における自主的な防犯活動に積極的に参加します。 ・犯罪抑止につながる良好な住環境の維持に努めます。
行政	・防犯に関する意識の啓発を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を推進するための支援を行います。 ・地域における街路灯設置に対する支援などにより、市民が安心して生活できる居住環境の整備を推進します。

施策の目的

- 交通環境の整備や充実を図ることで、安全・安心に道路を利用できるようになること。
- 市民の交通ルールと交通マナーに対する理解を深めること。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 人身事故年間発生件数	件	265	238
② 運転免許証自主返納者数	人	194	244

現状と課題

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジが開設されたことや、インターチェンジの周辺に幸手中央地区産業団地が整備されたことにより、市内の自動車交通量が増加し、交通の流れにも変化が生じています。
- ・交通事故発生の要因としては、交通量の増加だけではなく、安全運転に対する意識の低下、歩行者や自転車利用者側の交通ルールに対する認識不足も大きな要因となっています。
- ・本市の人身事故発生件数は、毎年250件前後と、横ばいの状態が続いています。交通事故を減らすためには、市民に交通ルールと交通マナーを十分に理解してもらうことや、必要に応じた交通規制の実施、交通安全施設の設置を行うことが必要です。
- ・また、県内においては、高齢者の死亡事故が全体の半数程度を占めていることから、高齢者の安全に配慮した交通安全対策を講じる必要があります。

施策の内容

1) 交通安全意識の向上

- ・市民の交通安全意識の向上を図るために、交通ルールと交通マナーを正しく理解・実践してもらえるよう、警察署および関係機関・団体との連携により、幼児・児童や高齢者をはじめ市民に対し広報・啓発活動を行います。

2) 安全で快適な交通環境の整備

- ・幸手駅西口の開設にあわせて、放置自転車がなく、安全かつ快適に道路を通行できるよう、駅西口にも放置自転車禁止区域を指定します。また、警察署や関係機関と連携し、放置自転車の排除に努めます。

- ・自動車などの運転に不安を抱え、自ら運転免許証を返納しようとする高齢者に対し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進します。

3) 交通安全施設の整備

- ・交通事故の要因や道路の構造、交通量を踏まえ、危険箇所には必要に応じてカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の設置を行います。

4) 交通規制の推進

- ・通学路などにおいて、歩行者および自転車利用者の安全を確保するために、地域や警察署との協議により、ゾーン30※の指定など、地域の実状に応じた適切かつ効果的な交通規制の実施を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・ 交通ルールと交通マナーを正しく理解し、積極的に実践することで、交通事故の防止に努めます。 ・ 運転に不安を抱えるようになった場合は、運転免許証の自主返納を検討し、交通事故を未然に防ぐことに努めます。
行政	・ 地域や関係機関との協議により、危険箇所には交通安全施設の設置を行うなど、安全な交通環境の整備に努めます。 ・ 市民に対して、交通ルールや交通マナーに関する周知・啓発などを積極的に行います。



■ ゾーン30

施策の目的

- 安全・安心に消費生活を営むことができること。
- 消費生活に関しての心配事や悩みを気軽に相談できる体制をつくること。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 消費生活相談年間件数	件	178	200
② 消費生活に関する研修会の参加者数	人	432	500
③ 消費生活出前講座の年間実施回数	回	2	4

現状と課題

- ・消費者トラブルは年々多様化し、高齢者世帯、高齢者単身世帯の増加をはじめとした世帯状況の変化などを背景に、より悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害を及ぼす事件が発生しています。インターネットを利用したワンクリック詐欺や悪質な訪問販売などの被害もあることから、こういった消費者トラブルを未然に防ぐことが求められています。
- ・このような状況に対応するため、2017（平成29）年度より消費生活センターの相談窓口の開設を週5日に拡充し、アドバイザー弁護士制度を導入するなど、困難な状況に対応するための取り組みを行っていますが、複雑・高度な相談事例は増加しているため、引き続き対策を講じる必要があります。また、安全・安心な消費生活を送るためには、個々の消費者が消費生活の知識を身に付け、責任を持って自主的かつ合理的に行動することが求められています。
- ・広報紙やホームページなどを通じて消費生活問題に関する情報提供を引き続き行うことで、市民の意識啓発を行っていくことが必要です。

施策の内容

1) 消費生活相談の充実

- ・消費者問題に関する市民からの相談への対応や問題解決を行う機関である、幸手市消費生活センターの周知を図ります。
- ・多様化する消費者問題に対応するため、2017（平成29）年度より導入したアドバイザー弁護士制度の活用や、消費生活相談員の専門性の向上などを図ります。

2) 情報提供の推進

- ・消費者問題の多様化・巧妙化に対応し、消費者が豊富な知識を持ち、正しい判断ができるよう、新しい情報の収集に努めるとともに、消費生活展や消費生活講演会などの開催による啓発活動を行います。
- ・国や埼玉県、他市町村など関係機関と連携しながら、不当な企業活動や商品販売などに関する情報を収集し、市民に対し周知します。

3) 消費者活動の支援

- ・自立した消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

4) 品質表示などの適正化の推進

- ・関係法令に基づき、事業者に対して必要な調査・指導を行います。また、安全で安心できる商品の取り扱いについて、事業者へ引き続き協力を要請していきます。

協働の役割

市民・事業者等	・消費者問題に関心を持ち、正しい知識の習得と実践に努めます。 ・事業者は適正な品質表示を行います。
行政	・消費生活展や消費生活講演会などを通した、市民への啓発活動や情報提供を行い、市民の消費者活動に対する支援を行います。



■ 消費生活展

施策の目的

- 環境負荷の少ないまちづくりを実現すること。
- 環境問題に対する意識啓発により、環境問題に対する市民の関心が高まること。

関連する計画 ▶ 幸手市環境基本計画 幸手市地球温暖化対策実行計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① エコライフDAY※における二酸化炭素の削減量	kg	5,124	5,300
② 市内全域の清掃活動参加者	人	2,842	7,000
③ 不法投棄の件数	件	22	14

現状と課題

- ・ 地球規模の環境問題として、地球温暖化や化石エネルギー資源の枯渇、PM2.5の越境飛来など、さまざまな問題が発生しています。また、より身近な環境問題として、大気汚染や水質汚濁などが懸念されています。
- ・ 本市においても、生活排水による水質汚濁の防止や地球温暖化対策の一環として、合併処理浄化槽※や太陽光発電システムへの補助金の交付を行ってきました。今後は環境負荷の少ないまちづくりを進めるために、市民・事業者の環境意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが身近な場で環境保全に取り組むことが必要です。

施策の内容

1) 総合的環境行政の推進

- ・ 幸手市環境基本条例や幸手市環境基本計画、幸手市地球温暖化対策実行計画について、その目的や目標を達成するため、引き続き環境に関する総合的な施策を効率的・計画的に推進します。
- ・ 大規模な公共事業など、新たな面整備において、環境に配慮した取り組みを推進します。

2) 環境学習活動の推進

- ・ 小・中学生向けの環境出前講座や市民を対象とする環境講座などの開催を通して、幅広い世代における環境学習活動を推進します。

3) 自然環境の保全

- ・河川や田畑、屋敷林など、身近にある自然環境と、そこに生息する動植物を守るため、広報紙やホームページなどを通して意識の啓発を図ります。
- ・特定外来生物※を防除し、動植物の生育環境の保全に努めます。
- ・地域住民の手による住みよい環境づくりを進めるため、引き続き環境美化運動や自然保護活動を促進するとともに、地域ボランティア・団体の育成を図ります。

4) 温暖化対策事業の推進

- ・幸手市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化対策を推進します。
- ・公共施設の緑化活動や省エネルギー化、ハイブリッド車の台数増加、グリーン購入※など、行政での取り組みを積極的に推進します。
- ・太陽光発電への支援を継続するとともに、その他の再生可能エネルギー導入に対する支援も検討します。

5) 公害対策の推進

- ・騒音や振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁など公害の発生源に対する調査・指導・監視体制を維持するとともに、市民や事業者に対する公害発生防止の意識の啓発を推進します。
- ・関係機関との連携による不法投棄の監視体制を維持するとともに、その未然防止および早期対応に努めます。

6) 地盤沈下対策

- ・地盤沈下を抑制するため、県水と自己水である地下水のバランスをみながら、引き続き県水の受水率や地下水のくみ上げを調整します。

協働の役割

市民・事業者等	・環境保全に関する活動や行事に積極的に参加します。 ・地球環境の保全や環境保護に寄与する商品を購入することで、地球環境に配慮した企業を支援します。
行政	・環境保全に関する意識の啓発を行います。 ・地域との協働による環境保全の取り組みを推進します。 ・地球環境の保全や環境保護に寄与する商品を購入します。

施策の目的

- 循環型社会^{*}を形成し、環境負荷の少ないまちづくりを実現すること。

関連する計画 ▶ 幸手市一般廃棄物処理基本計画

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 一人当たりの一日の家庭ごみ排出量	g	678	644
② 事業ごみ量	t	2,207	2,207
③ ごみ資源化率	%	21	26

現状と課題

- ・廃棄物の処理は、地球環境に大きく影響を与える重要な課題となっています。そのため、環境負荷を抑える循環型社会^{*}の実現に向けて、ごみの発生・排出を抑制するとともに、再利用・再資源化などを推進することが必要です。
- ・本市においては、一人当たりのごみの減量化は進んでいますが、事業者からのごみの量は横ばいとなっていることから、さらなるごみ減量化に向けた取り組みが求められています。また、使用済み小型家電のリサイクルや4R運動^{*}、食品ロスの削減などの取り組みを引き続き図っていくことが必要です。
- ・効率的な廃棄物処理を目的とした、杉戸町との広域処理体制を継続するとともに、さらなる広域化も含め、将来にわたり安定したごみ処理体制の構築について、検討していくことが必要です。

施策の内容

1) 広域的な取り組みの強化

- ・ごみ処理については、可燃ごみ処理やし尿処理に係る杉戸町との広域処理を継続しつつ、近隣自治体と連携し、さらなる広域化の実現の可能性を検討します。

2) 廃棄物処理体制の整備

- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、分別意識の高揚と収集体制の充実を図ります。
- ・既存施設の大規模改修を検討するとともに、適切な維持管理と計画的な施設整備を推進します。

- ・廃止したごみ焼却施設の速やかな解体に努め、跡地利用について引き続き検討します。
- ・最終処分場については、適正な維持管理を継続するとともに、その安定確保について引き続き検討します。

3) 4R運動※の促進

- ・4R運動※の意識の啓発を通して、食品ロスの削減やごみの分別の徹底など、排出者の自主的な取り組みを促進し、ごみの減量化・再利用・再資源化を推進します。
- ・リサイクル活動を促すため、地域の回収団体への補助を行うなど、市民活動を支援します。

4) 産業廃棄物監視指導の促進

- ・事業者による産業廃棄物の発生を抑制するため、監視指導を継続し、適正処理を促進します。

協働の役割

市民・事業者等	・4R運動※を理解し、リサイクル活動など、地域におけるごみの減量化と再資源化を進めます。 ・事業者は、自ら排出するごみの抑制および適正処理を進めます。
行政	・4R運動※の促進に向けて、市民や事業者の意識の啓発を推進します。 ・関係機関と連携し、残土および産業廃棄物に対する監視体制を維持します。



■ 小型家電回収ボックス